

商工中金の 株式会社化 (転 換) に ついて

政策金融改革の一環として、商工中金は、平成20年10月1日に株式会社（株式会社商工組合中央金庫法（新商工中金法）に基づく特殊会社）となります。

株式会社化後も、中小企業団体とその構成員に対する金融円滑化を法目的とする機関であることに変わりはなく、その機能を維持するため、新商工中金法及び関連政令・省令で様々な措置が講じられています。

<商工中金の概要>

（平成19年3月31日現在）

正式名称	商工組合中央金庫
設 立	昭和11年11月30日
根 拠 法	商工組合中央金庫法（昭和11年法律第14号）
店 舗 数	102店舗（国内99店舗・全都道府県に配置、海外3店舗＜ニューヨーク・上海・香港＞）
職 員 数	4,320名
資 本 金	5,228億円 うち政府出資 4,054億円（77.5%） うち民間出資 1,174億円（22.5%）
資金調達	金融債72,289億円（74.0%）、預金25,399億円（26.0%）
資金運用	貸出金93,552億円
運 営	民間出資者により互選された総代（135名）による総代会が最高意思決定機関
事業内容	融資（設備資金、長期運転資金、手形割引を含む短期運転資金） 債券、預金、為替、国際、証券、経営コンサルティングなど

株式会社化に向けた手続き

商工中金が株式会社となるための手続きや株式会社化後の定款は、転換計画で定められます。転換計画は、総代会での承認を経た後、その概要がすべての民間出資者の方々に通知され公告されます。その後、主務大臣による転換計画の認可等を経て、商工中金は株式会社となります。転換計画の具体的内容は、現在、商工中金において検討中ですが、主な記載内容は以下のような見込みです。

(1) 転換計画の主な記載事項と検討の方向性

【定款で定める事項】

- ・ 新商工中金の業務
 - ➡ 資金の貸付け又は手形の割引、預金の受入れ等とする
- ・ 新商工中金の目的
 - ➡ 中小企業団体及びその構成員の金融円滑化を目的とする
- ・ その他定款で定める事項
 - ➡ 監査役会設置会社とする、取締役会に意見や助言を行う機関を設置する、株券を発行する、単元株式数を1千株とする 等